

第1章 都市計画マスターplanとは

- 1-1 計画の目的
- 1-2 計画の内容
- 1-3 計画の位置づけ
- 1-4 計画の目標年次及び対象区域



1-1 計画の目的



「江別市都市計画マスタープラン 2024」（以下、「本計画」という。）は、都市の拠点や住宅、産業などの土地利用、道路や公園などの都市施設、防災や環境などの都市環境の方針を定め、都市の健全な発展と秩序ある都市形成を図ることにより、安全で安心していつまでも暮らしやすく、活力ある都市づくりの実現を目指すことを目的としています。

また、都市づくりの実現には時間を要するものであることから、長期的な視点に立った内容とする必要があります。

本計画は、「江別市都市計画マスタープラン 2014【改訂版】」（以下、「前計画」という。）の計画期間が満了となることから、今後想定される人口減少や高齢化をはじめとした本市を取り巻く社会経済情勢などの変化、SDGs（※1）やデジタル技術の活用などの新たな視点を踏まえ、目指す都市像の実現に向けて、必要な見直しを行いました。

1-2 計画の内容



市町村が定める都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に位置づけられた法定計画で、正式には「市町村の都市計画に関する基本的な方針」といいます。

計画の内容は、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき「まち」の姿を定めるものです。

本市においては、都市の課題を抽出し、実現すべき将来都市像と都市づくりの目標を明らかにし、市内全体における都市づくりの方針を全体構想として策定します。

また、全体構想の方向性を受け、地域ごとの地理的条件や現状、これまで発展してきた経過などを考慮し、地域の実情を踏まえた地域別構想を策定します。

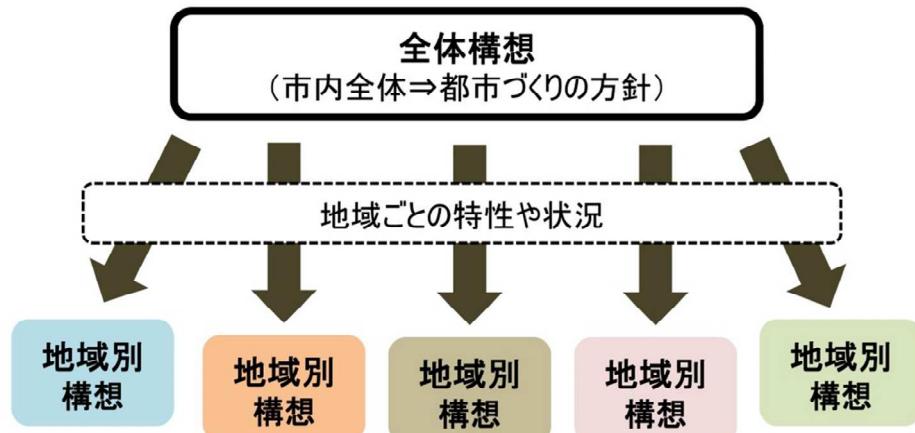


図 1-1 都市計画マスタープランの内容

（※1）2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標。17のゴールと169のターゲットから構成されている。



1-3 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「第7次江別市総合計画(※2)」(以下、「第7次総合計画」という。)及び北海道が定める都市計画の方針である「札幌圏都市計画区域(※3)の整備、開発及び保全の方針(※4)」に即するものとし、他の関連計画などと連携を図ります。

また、今後想定される人口減少を見据え、コンパクトで持続可能な都市づくりを一層推進するため、都市計画マスタープランの一部とされる「立地適正化計画」を同時に策定します。

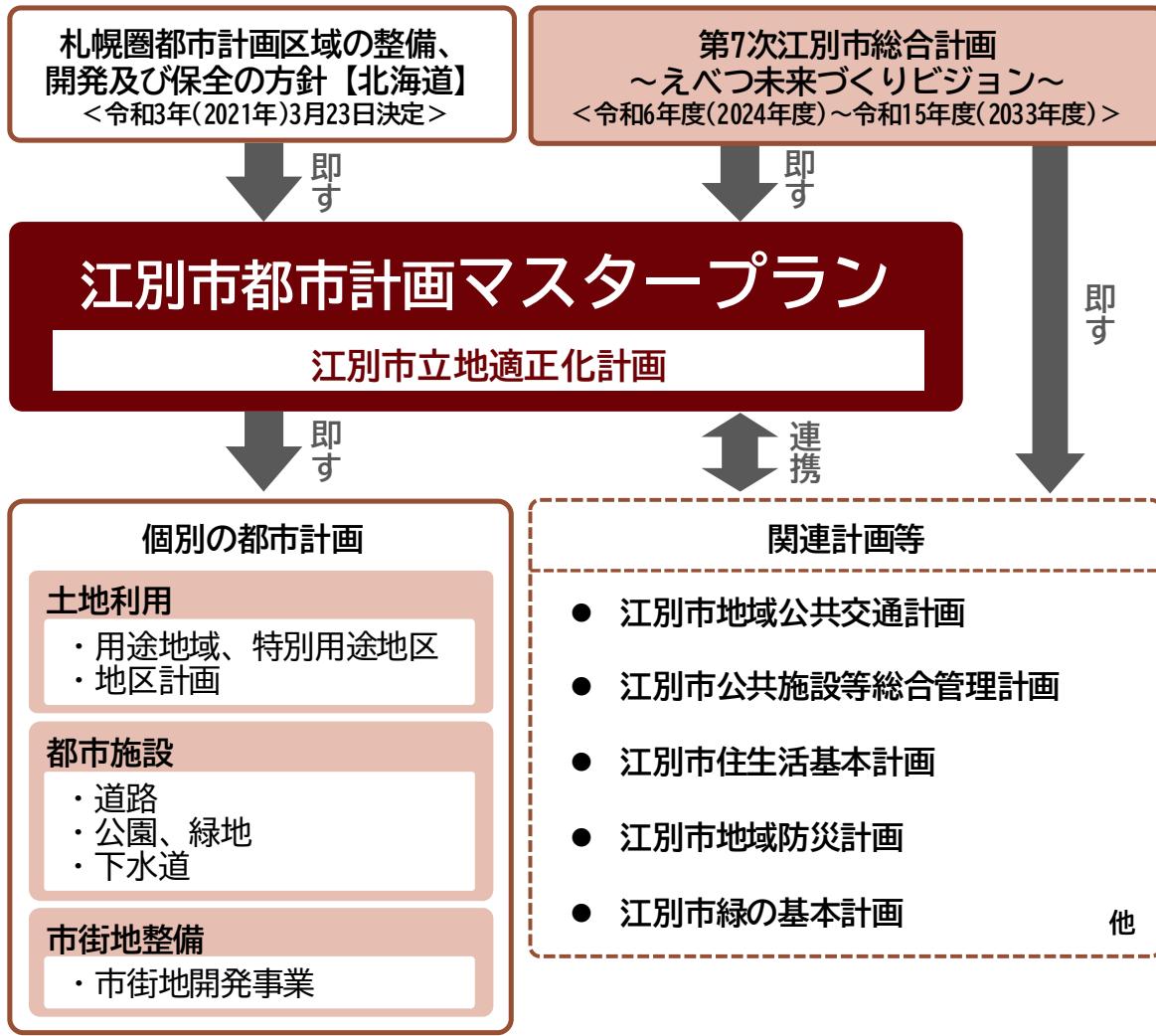


図 1-2 計画の位置づけ

(※2) 江別市のまちづくりの基本的な指針となる最上位計画。令和6年度から10年間の計画。

(※3) 札幌市、小樽市の一帯、江別市、北広島市及び石狩市で構成されている都市計画区域の名称。

(※4) 都道府県が定める都市計画区域における都市計画の基本的な方針。都市計画の目標や区域区分の決定の方針などが定められたもの。



1-4 計画の目標年次及び対象区域



(1) 計画の目標年次

本計画は、令和6年度（2024年度）から開始し、10年後の令和15年度（2033年度）を目標年次とします。目標年次以降の都市の姿を見据えつつ、目指す都市像の実現に向けた都市づくりを進めます。

(2) 計画の対象区域

本計画の対象区域は、本市の都市計画区域(※5)（江別市全域）とします。

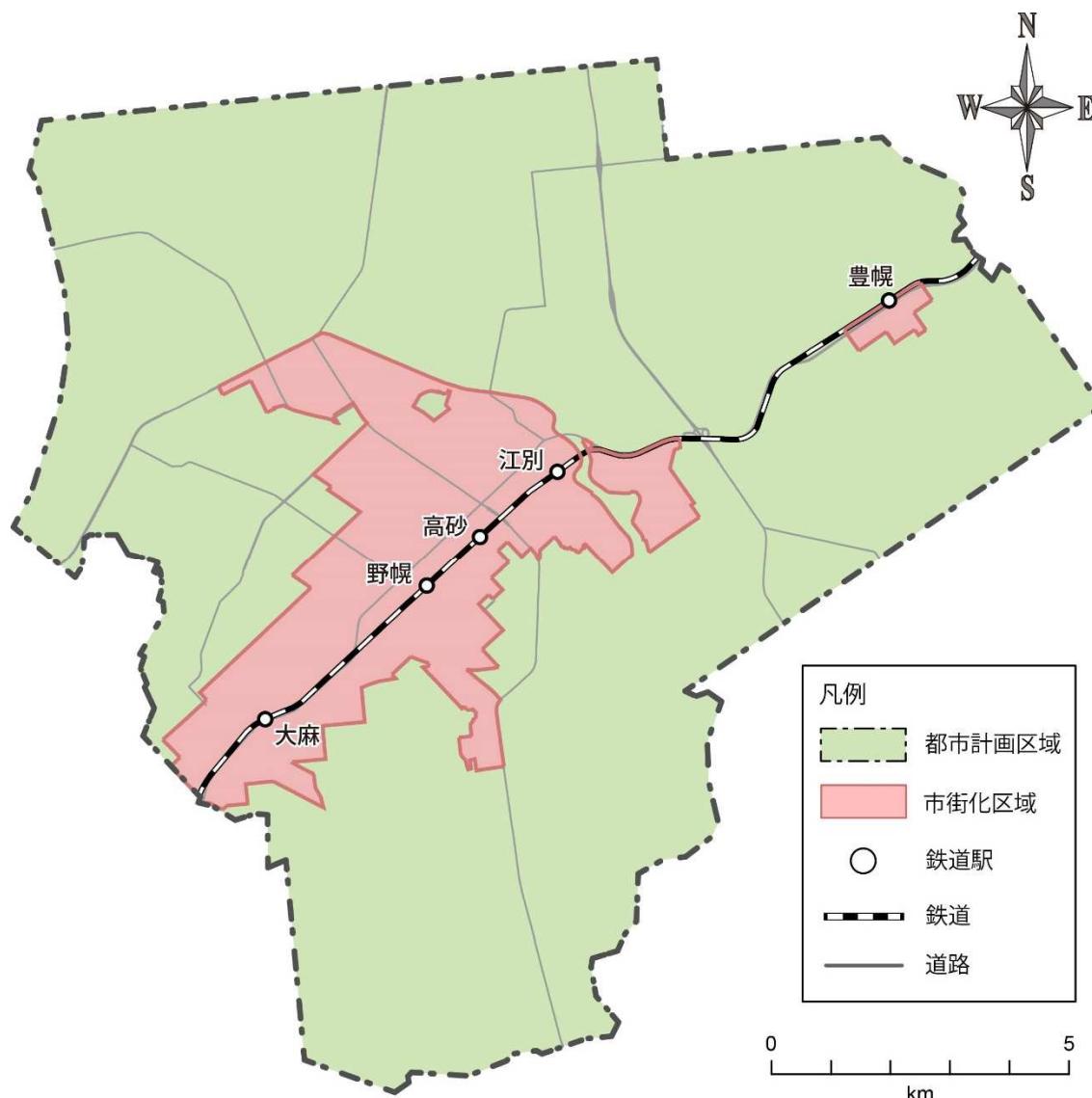


図 1-3 本計画の対象区域

(※5) 都市計画法その他の関連法令の適用を受ける区域。江別市では行政区域全域が指定されている。(都市計画法第5条)

